

## 入居者総合保険について

保険金の種類等	保険金をお支払する主な場合	お支払する保険金の額等について
家財補償 損害保険金 借戸室に収容され、かつ入居者が所有する保険の対象となる家財が、①～⑧の事故によって損害を受けた場合、損害保険金をお支払いします。	①火災・落雷・破裂・爆発 ②風災・ひょう災・雪災 ③建物外部からの物の衝突による破損・汚損 ④給排水設備や他の借戸室からの漏水による水濡れ ⑤騒じょう等の集団行為による破壊 ⑥台風や集中豪雨による水災 ※水災は、保険の対象となる家財に再調達価額の30%以上の損害が生じたとき、もしくは借戸室が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ったときが対象となります。	家財保険金額を限度に、保険の対象となる家財の再調達価額をお支払いします。 ※貴金属・宝石・美術品・腕時計等は時価額とします。 (1個または1組の時価額が20万円を超えるものは保険の対象になりません。)
	⑦盗難 ※警察署に被害届を提出いただき、受理されたことを条件とします。 ※小切手・預貯金証書・乗車券等の場合の追加条件は普通保険約款をご確認ください。	1事故につき100万円が限度 通貨等、預貯金証書、乗車券等の限度額は以下の通り 通貨等:10万円 預貯金証書:100万円 乗車券等:5万円
	⑧不測かつ突発的な事故による破損汚損 ※パソコン、タブレット類、スマートフォン、携帯電話、眼鏡・補聴器等の身体補助器具は保険の対象になりません。	1事故につき20万円が限度
	家財補償の①～⑥までの事故で保険金がお支払される場合の臨時に生じる費用	損害保険金の30%に相当する額(1事故100万円限度)
	家財補償の①～⑥までの事故で保険金がお支払される場合の残存物の取片づけ費用	実費(1事故につき損害保険金の10%相当額が限度)
費用補償 臨時費用保険金 残存物取り片づけ費用保険金 失火見舞費用保険金 仮住まい費用保険金 ドアロック交換費用保険金 ピッキング防止費用保険金 借戸室修理費用保険金 入居者死亡特別費用保険金 住宅設備・水道管修理費用保険金	借戸室から生じた家財補償の①の事故により保険金がお支払される場合で、第三者の所有物を滅失・き損・汚損した場合の見舞金等の費用	損害が生じた被災世帯数×10万円(1事故につき家財保険金額の20%相当額が限度)
	家財補償の①～⑧までの事故で保険金がお支払される場合で、借戸室が半損以上の損害を受け、借戸室に居住できなくなった場合の宿泊費用および賃貸住宅を新たに賃借する費用(事故日から1か月以内に発生した費用に限りです。)	支出した仮住まい等の費用の額(1事故につき30万円または借戸室の賃借料の3か月分相当額のいずれか低い額が限度) ※食事代等の宿泊に付随する費用は除きます。
	借戸室の玄関ドアの鍵が盗難された場合のドアロック交換費用 ※警察署に被害届を提出いただき、受理されたことを条件とします。	実費(1事故につき3万円が限度)
	借戸室の玄関ドアのドアロックがピッキングにより開錠された場合や、いたずら等により破損した場合のドアロック交換費用または防犯装置の設置費用 ※警察署に被害届を提出いただき、受理されたことを条件とします。	実費(1事故につき3万円が限度)
	家財補償の①～⑧までの事故で保険金がお支払される場合で、借戸室を修理した場合の修理費用	実費(1事故につき100万円が限度)
	借戸室内で入居者が死亡(孤独死、自殺、犯罪死等)し、借戸室内に破損や汚損が生じた場合の修理費用、遺品整理費用	実費(1事故につき100万円が限度)
	下記の設備が不測かつ突発的な事故または凍結破損で修理した場合の修理費用 (1)給湯器およびバランス釜 (2)便器およびトイレの給水タンク (3)専用水道管 (4)洗面台 (5)浴槽 (6)窓ガラス	実費(1事故につき30万円が限度)
	借戸室の玄関ドアの鍵が盗難された場合のドアロック交換費用 ※警察署に被害届を提出いただき、受理されたことを条件とします。	実費(1事故につき3万円が限度)

保険金の種類等	保険金をお支払する主な場合	お支払する保険金の額等について
賠償責任補償 借家人賠償責任保険金	入居者の責めに帰すべき事由に起因するいずれかの事故により借戸室が損壊し、入居者が家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 (1)火災・破裂または爆発 (2)給排水設備に生じた事故に伴う漏水による水濡れ (3)上記以外の偶然な事故による借戸室の破損・汚損	1事故につき1,000万円が限度 ※借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金合計で1,000万円が限度
個人賠償責任保険金	入居者が次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合 (1)借戸室の使用・管理に起因する偶然な事故 (2)入居者の日常生活に起因する偶然な事故	1事故につき1,000万円が限度 ※借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金合計で1,000万円が限度

損害の防止または軽減するために必要または有益な費用として当社が認める次の費用を損害防止費用としてお支払いいたします。

### 損害防止費用

①消火活動に費消した消火薬剤等の再取得費用 ②消火活動により損傷した物の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用

### 家財補償と費用補償の保険金をお支払できない主な場合

①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失・法令違反 ②保険契約者、被保険者が運転する車両の衝突等 ③置き忘れ、紛失、消耗劣化、虫食い等 ④保険の対象が借戸室外にある間に生じた事故 ⑤戦争・武力行使等 ⑥地震・噴火・津波 ⑦核燃料物質等の事故 ⑧放射線照射または放射能汚染 ⑨公権力の行使による損害、詐欺・横領による損害、土地の沈下・隆起等による損害 ⑩パソコン、タブレット類、スマートフォン、携帯電話、眼鏡等の身体補助器具に生じた不測かつ突発的な事故

### 賠償責任補償の保険金をお支払できない主な場合

①戦争・武力行使等 ②地震・噴火・津波 ③核燃料物質等の事故 ④放射線照射または放射能汚染 ⑤保険契約者、被保険者等の故意 ⑥被保険者の心神喪失または被保険者による暴行等 ⑦差押え、収用、没収等公権力の行使によって生じた損壊 ⑧借戸室の自然の消耗、劣化または性質による変色、変質、さび、かび等によって生じた損壊 ⑨被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑩被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑪被保険者の船舶、車両等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

### ご契約の際にご注意いただきたいこと

- このパンフレットは、入居者総合保険の概要を紹介したものです。保険の詳細内容は取扱代理店または当社へお問い合わせください。
- ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をご一読ください。詳しくは「普通保険約款」をご参照ください。
- 入居者総合保険の保険期間は1年もしくは2年で、ご契約のお申し込みの撤回または解除を申し出ることのできるクーリングオフ制度があります。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代行業務を行っております。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- 万一当社が経営破綻した場合であっても「損害保険契約者保護機構」による資金援助は行われません。また保険業法で定める補償対象契約に該当しないため、同機構による保護はございません。
- その他ご不明な点がありましたら取扱代理店または当社へお問い合わせください。

事故のご報告・  
事故対応に関するご照会  
保険金請求受付センター  
フリーダイヤル **0120-782-545**  
(365日24時間受付)

退去に伴う保険契約の  
ご解約  
解約受付センター  
フリーダイヤル **0120-959-454**  
(月～土9:00～18:00 日・祝日・年末年始の休業日を除く)

契約内容に関する  
ご質問・ご相談

お客さまコールセンター  
☎ **022-266-0991**  
(月～金9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始の休業日を除く)  
✉ **info@netlifekasai.co.jp**  
時間外のご連絡は  
フリーダイヤル **0120-727-024**

 ネットライフ火災少額短期保険株式会社

登録番号 東北財務局長(少額短期保険)第7号  
本 社 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町1丁目11番1号  
HF仙台北本町ビル8F  
URL <https://netlifekasai.co.jp>

取扱代理店

保険期間

1・2年

くらしのリスクをカバーする。

# 入居者総合保険

パンフレット

重要事項説明書、普通保険約款、特約の内容をご確認のうえ、ご契約ください。



イメージキャラクター  
牛ぼぼ君

賃貸住宅に  
お住いの皆様の  
安心な生活を  
サポート

家財補償  
費用補償  
賠償責任補償  
の3つの補償が  
セット

入居者総合保険は  
賃貸住宅に  
お住いの方専用の  
保険です



ネットライフ火災  
少額短期保険株式会社

2021

5月版

文書番号 N20-003

# 入居者総合保険

このパンフレットは各補償内容をわかりやすく紹介したものです。  
 詳細は普通保険約款(当社ホームページ <https://netlifekasai.co.jp>) をご参照ください。



## 家財の損害保険金

### ① 火災・落雷・破裂・爆発

●失火やもらい火、ガス爆発など



### ② 風災・ひょう災・雪災

●台風、強雪など



### ③ 外部からの物体の衝突等



### 保険金をお支払します

- 【火災・落雷・破裂・爆発】**
- 隣の部屋から出火し、部屋の家具、洋服等の家財が焼失した。
- 【漏水】**
- 上の階からの水漏れで家財が濡れて使えなくなった。
- 【盗難】**
- アパートの駐輪場から自転車が盗まれた。
- 【不測かつ突発的な事故による破損・汚損】**
- 豪雨による雨漏れで家財が汚れて使えなくなった。

### ④ 漏水

●給排水設備や他人の戸室からの水漏れ



### ⑤ 騒じょう等の集団行動による破壊行為

●騒乱や労働紛争などの際の暴力行為・破壊行為



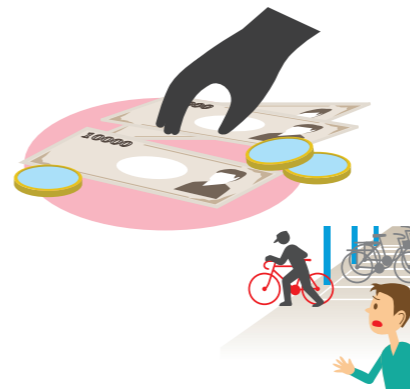
### ⑥ 水災

●床上浸水など



### ⑦ 盗難

●窃盗や強盗など



### ⑧ 不測かつ突発的な事故による破損・汚損



### 保険金をお支払できません

- 【火災・落雷・破裂・爆発】**
- 落雷でパソコンが故障し、パソコン内のデータが消失した。  
※データ等は保険の対象外
- 【盗難】**
- スーパーの駐輪場に停めていた自転車が盗まれた。
- 【不測かつ突発的な事故による破損・汚損】**
- 窓を閉め忘れたため雨が吹きこみ、家財が濡れて使えなくなった。
  - 地震によりタンスが倒れて破損した。  
※地震による損害は対象外

## 費用保険金

### 臨時費用保険金

①～⑥の事故に伴う臨時に生じる費用

### 残存物取片づけ費用保険金

①～⑥の事故に伴う残存物の取片づけ費用

### 失火見舞費用保険金

借戸室から生じた①の事故による第三者へのお見舞金

### 保険金をお支払します

- 温度差で窓ガラスにヒビが入った際の修理・交換にかかる費用
- 物の落下や転倒によりトイレや洗面台、浴槽にヒビが入った際の修理・交換にかかる費用
- 借戸室内で死亡した際の室内修理や遺品整理にかかる費用

### 仮住まい費用保険金

①～⑧の事故で借戸室に居住できなくなった場合の宿泊施設の宿泊料等

### ドアロック交換費用保険金

玄関ドアの鍵が盗難された場合のドアロック交換費用

### ピッキング防止費用保険金

玄関ドアのドアロックがピッキングやいたずらで破損した場合のドアロック交換費用や防犯装置設置費用

### 保険金をお支払できません

- 老朽化による給湯器の修理費用
- 借戸室の機能に支障をきたさない壁や床のすり傷の補修費用
- 玄関ドアの鍵を紛失した際のドアロック交換費用

### 借戸室修理保険金

①～⑧の事故で借戸室を修理した場合の修理費用

### 入居者死亡特別費用保険金

借戸室内で入居者が死亡(孤独死、自殺、犯罪死等)し室内に破損や汚損が生じた場合の原状復旧費用、遺品整理費用

### 住宅設備・水道管修理費用保険金

下記の設備を不測かつ突発的な事故や凍結で修理した場合の修理費用  
給湯器・便器およびトイレタンク・洗面台・浴槽・水道管・窓ガラス

## 借家人賠償責任保険金

入居者が下記の事故によって家主に対し損害賠償責任を負った場合

- (1)火災・破裂または爆発
- (2)給排水設備に生じた事故による漏水
- (3)上記以外の事故による借戸室の破損・汚損



### 保険金をお支払します

- 洗濯ホースがはずれ、階下に水漏れが生じ下の部屋に損害を与えた。
- 掃除中に仕切り戸ガラスを破損した。
- テーブルの移動や子供がおもちゃを投げ、壁やフスマに穴を開けた。
- ベランダから鉢が落下して他人にケガさせた。

## 個人賠償責任保険金

入居者が下記の事故によって他人に対し損害賠償責任を負った場合

- (1)借戸室の使用・管理に起因する偶然な事故
- (2)日常生活に起因する偶然な事故



### 保険金をお支払できません

- 自動車を運転中に他人にケガさせた。
- 友人から借りていたカメラを落とし、破損した。
- 海外でショッピング中に店の商品を破損させた。

※1事故につき「家財の損害保険金」と「費用保険金」との合計金額が1,000万円を超える場合は1,000万円が限度となります。

※1事故で借家人賠償責任保険金、個人賠償責任保険金は合計して1,000万円が限度となります。